

## 福島区 SDGs パートナー制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福島区役所と協働し、「持続的な開発目標（以下、「SDGs」という。）」の達成に向けた取組を実施する区内の企業や団体等を募集し、福島区内における取組のさらなる推進を図るとともに、区内の企業や団体等が実施する取組内容を区ホームページ等において周知し、SDGs の普及・啓発を図る、「福島区 SDGs パートナー制度(以下、「パートナー制度」という。）」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区内の企業や団体等…福島区内に本社、支社又は活動拠点等を有し、区内において活動を行う企業、法人、団体(2人以上の個人グループを含む)、個人事業主をいう。
- (2) SDGs パートナー…福島区役所と連携し、福島区における SDGs 推進のパートナーとして共に活動する区内の企業や団体等で、パートナー制度に申請し登録された者をいう。

### (対象者)

第3条 パートナー制度の対象者は、パートナー制度の目的に賛同し、SDGs の達成に向けた活動に取り組んでいる、または取り組む意欲のある福島区内の企業や団体等のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 取組の内容が具体的であること。
- (2) 自らの取組と SDGs の 17 のゴールとの関連付けがなされていること。
- (3) 福島区役所が実施する SDGs の取組に対して、積極的に協力すること。
- (4) 大阪市暴力団排除条例(平成 23 年大阪市条例第 10 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者又は同条第 4 号に規定する暴力団事務所でないこと。

### (登録の申請)

第4条 登録の申請をしようとする者は、「福島区 SDGs パートナー登録申請書」(様式第 1 号)を福島区長に提出するものとする。

- 2 福島区長は、前項の申請が前条の要件を満たすと認めるときは、当該申請をした福島区内の企業や団体等を SDGs パートナーとして登録するとともに、SDGs パート

ナーの名称および取組概要等を、区ホームページ等において公表する。

(登録の変更)

第5条 SDGs パートナーは、前条第1項の申請内容に変更が生じた場合には、すみやかに「福島区 SDGs パートナー登録内容変更届出書」(様式第2号)により、福島区長に届出するものとする。

(登録の辞退)

第6条 SDGs パートナーは、第3条に規定する要件を満たさなくなったとき、または登録を継続する意思がないときは、「福島区 SDGs パートナー辞退届出書」(様式第3号)により、福島区長に届出するものとする。

(登録の取り消し)

第7条 福島区長は、SDGs パートナーが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- (2) 福島区長が特に必要があると認めたとき。

(雑則)

第8条 この要綱に規定するもののほか、制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。